

日本貿易会 2015年度低炭素社会実行計画、 自主行動計画（循環型社会形成編） 低炭素社会および循環型社会構築に向けた取り組み

地球環境委員会では、低炭素社会および循環型社会の構築に向けた商社業界としての取り組みについて、情報・意見交換を行っている。今回は、当委員会で策定した当会の2015年度低炭素社会実行計画、自主行動計画（循環型社会形成編）について紹介する。

一般社団法人日本貿易会 地球環境委員会委員長 つのだ ゆういち
住友商事株式会社 環境・CSR部長 角田 裕一



1. 低炭素社会構築に向けた取り組み

(1) 政府・産業界の取り組み

2015年12月、パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択された。この協定は産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標とし、さらに1.5度未満とするよう努力する内容となっている。また、国別の短期目標に加えて、21世紀後半までに人為起源の温室効果ガス排出量を森林や海による吸収量以下にする（実質ゼロとする）という世界全体の長期目標が定められた。これにより、全ての国が、排出量削減目標を作成・提出すること、

目標達成のための国内対策を取ることが義務付けられた。現在、日本を含む各国は法整備を進めており、国際的な気候変動対策は、新しい段階に入っている。

これまで日本は、京都議定書で定められた第1約束期間（2008－12年）において、温室効果ガスの1990年比6%削減目標を達成するなど成果を挙げてきた。一方で、政府は、2015年1月より、2020年以降のわが国の温室効果ガス削減目標である「約束草案」の検討を開始し、同年7月国連へ提出している。

産業界としては、日本経済団体連合会が、この「約束草案」に先立ち、1997年以来推進してきた「環境自主行動計画」「低炭素社

会実行計画フェーズⅠ」を発展させる形で、2015年4月、2030年に向けた「低炭素社会実行計画フェーズⅡ」を発表した。本計画は、第1の柱として、①「国内の事業活動からのCO₂削減」を掲げ、従来の2020年目標に加えて、2030年の目標を徹底した他、②製品による削減等を含めた「主体間連携」、③途上国への技術移転などの「国際貢献」、④「革新的技術開発」の4本柱で構成されている。

(2)日本貿易会(商社業界)の取り組み

当会は、低炭素社会構築に向けた政府、経団連の取り組みに賛同し、2007年度からは経済産業省のフォローアップ調査へ参加、1998年度から経団連の環境自主行動計画(現在：低炭素社会実行計画)へ参加している。

当会は、低炭素社会実行計画(2015年9月16日策定)において、2020年度の電力使用原単位(会社全体における床面積当たりの電力使用量；kWh/m²)を2009年度比で15.3%削減に努めることを目標とした(目標値は108.6kWh/m²)。

商社業界のCO₂排出量の大部分は、電力使用によるものである。エネルギー使用量(原油換算)、またはCO₂排出量を目標とした場合、定期的に見直される換算(およびCO₂排出)係数変動の影響を受けることで、自主的な取り組み等が数値に表れにくくなる。そのため電力使用量を目標のベースとして設定した。また、電力使用量の総量を削減する目標を設定した場合、事業の拡大や縮小(社員数増減)による床面積の増減が電力使用量を変動させることも考えられる。そのため、削減の対象を総量ではなく、会社全体における床

面積当たりの電力使用量として、一層の省エネ努力を継続することを目標とした。

電力使用原単位の実績値について、2014年度は97.6kWh/m²であり、2009年度比で30.6kWh/m²減(23.9%減)であった。2011年度以降、前年度対比減少が続いており、当会の削減努力の成果が表れている。なお、2010年度については、前年度比増加となっているが、これは猛暑等の影響により電力使用量が大幅に増加したためである。

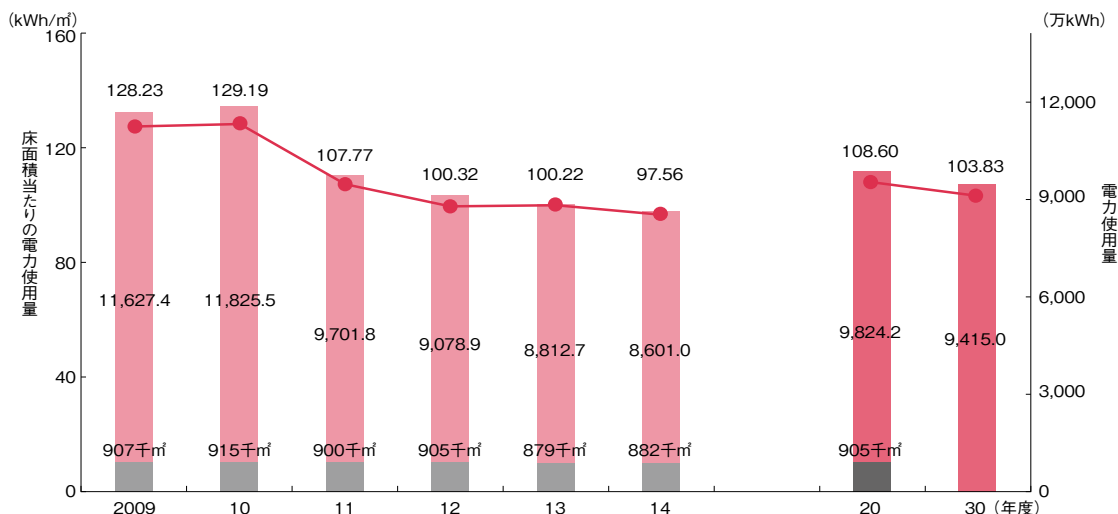
これら電力使用原単位の実績は、当会の正会員で低炭素社会実行計画に参加する企業のうち、2009年度以降の継続的なデータ把握が可能な28社ベースの電力使用量および延べ床面積から算出している。また、2020年度の目標については、28社それぞれの同年目標の積み上げにより算出した。

2015年度、当会は長期的な目標として、「2030年には、電力使用原単位(会社全体における床面積当たりの電力使用量)を2009年度比で19.0%削減するように努めること」を目標に掲げた。これは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」で求められている努力目標(中長期的にみて年平均1%以上を低減させること)を参考にしており、年率1%減を前提に目標に掲げた。

(3)商社各社における取り組み

目標達成のためには、省エネ設備等の導入(LED照明、省エネ型OA機器等)、エネルギー管理の徹底(空調の温度・時間管理等)、啓発活動の推進(不使用時の消灯励行、環境セミナー等)に取り組むことが重要であり、参加各社は、これら対策を実行している。

図1 床面積当たりの電力使用量、電力使用量の推移および2020年、2030年目標



(注)2009年度以降の継続的なデータ把握が可能な28社ベース

また、省エネ・環境配慮・環境低負荷型事業（LED照明・バックライトの開発販売、BEMS実証事業、低炭素型マンションの開発等）や、物流の効率化（モーダルシフトの推進、物流拠点の統廃合、低燃費車の導入等）といった製品・サービス等を通じて低炭素社会構築に向けた取り組みを行っている。

その他、森林吸収源の育成・保全や海外各国において熱帯雨林再生、鉱山緑化、生態系保全活動等を実施している。

2. 循環型社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

政府は、2000年の循環型社会形成推進基本法に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けた諸施策を推進してきた。

一方で産業界は、1997年、最終処分場が逼迫^{ひっばく}し、社会全体での廃棄物の削減が求められ

たことを背景に、経団連において環境自主行動計画（廃棄物対策編）を策定した。それ以降、毎年、業種ごとに設定した目標の達成への進捗^{しんちょく}状況についてフォローアップを行っている。その結果、最終処分量は、1990年度から2013年度にかけて約91.5%減少し、90年代前半には2年余りとされていた最終処分場の残余年数が増加した。しかし、最終処分場の残余年数は、全国13.9年であり、首都圏では6.3年であり依然として厳しい状況にある（「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成24年度実績）」2015年3月26日付 環境省HP 記者発表資料）。

現在は、第3次目標として「産業廃棄物最終処分量を2015年度に2000年度実績の65%程度減」を掲げ、これについてはすでに目標水準を達成しており、産業界の取り組みは成果を挙げている。しかし、近年、当会も含めて最終処分量の削減幅が以前に比べると緩や

かになっている。これは最終処分量の削減に向けた事業者の取り組みが限界に近づいており、これ以上の削減は難しい業種が多いためである。今後も、その傾向は続くことが見込まれ、また、オリンピック関連需要や景気回復などの影響により、最終処分量は増加する可能性がある。

また近年は、国際的な資源価格の高騰等により、世界規模で資源制約が問題とされている。今後は、持続的な経済発展のためにも、天然資源の消費抑制や環境負荷の低減など、限りある資源をいかに効率的に利用するかが重要とされている。

(2)日本貿易会（商社業界）の取り組み

当会は、循環型社会構築に向けた経団連の取り組みに賛同し、1998年度から、環境自主行動計画（循環型社会形成編）に参加している。なお、商社は、業態として、産業廃棄物の排出・最終処分量の目標策定が妥当ではないため、参加企業の主なオフィスビルから排出される事業系一般廃棄物の目標を策定している。また、事業系一般廃棄物の最終処分量削減とともに再資源化率を高めることが重要と考え、「日本貿易会2015年度環境自主行動計画（循環型社会形成編）」においては、2015年度の事業系一般廃棄物の最終処分量を2000年度比で71%削減すること、そして2015年度の事業系一般廃棄物の再資源化率（再資源化量／発生量）を83%とすることを目標に掲げた。

事業活動の拡張の影響を受けながらも、設備の更新時を中心とする3Rに資する設備導入、管理体制整備、啓蒙活動推進による社員

の意識向上の取り組み等により、目標達成に努めた結果、2014年度実績では、最終処分量が0.7千t（2000年度比78%減）、再資源化率が85%であり、目標を達成している。

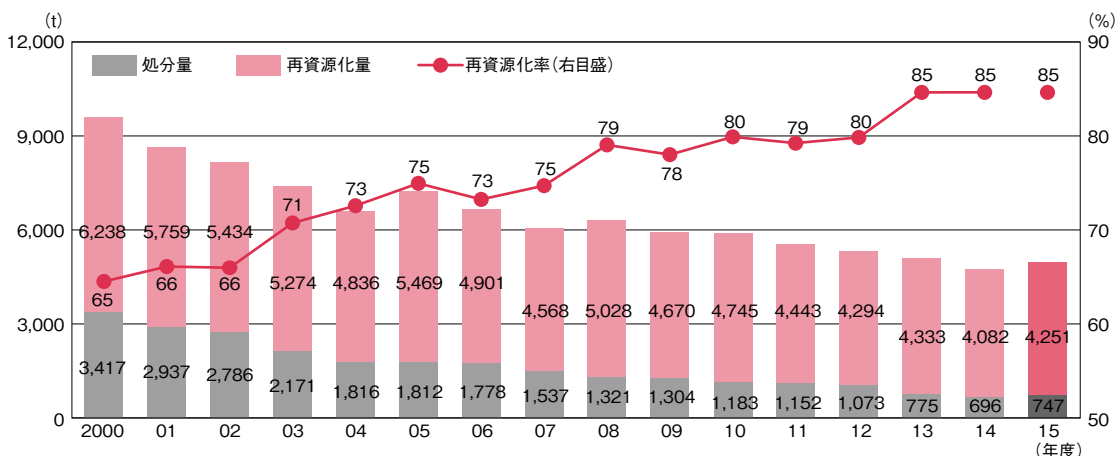
なお、事業系一般廃棄物の最終処分量、再資源化率の実績は、2000年度以降の継続的なデータ把握が可能な16社ベースである。ただし、カバー率向上に向けて広く法人正会員に参加を呼び掛けており、2015年度環境自主行動計画（循環型社会形成編）フォローアップには、日本貿易会 法人正会員（42社）のうち25社が参加している。また、2015年度の目標については、16社それぞれの同年目標の積み上げにより目標値を設定した。なお、近年の推移を見ると最終処分量の削減に向けた取り組みが限界に近づいており、2016年度以降については、2014年度実績の水準を維持することを目標としている。

(3)商社各社における取り組み

参加各社は、事業系一般廃棄物の最終処分量削減および再資源化率向上の目標達成に向けて、発生量抑制（保管期限終了書類の溶解処理、廃棄物量、コピー紙購入量等の集計・公表等）、再資源化量拡大（分別回収の細分化、シュレッダーゴミの再資源化、保管期限後機密書類の再資源化等）に向けた対策を実施している。

また国内外の事業活動においても循環型社会構築に寄与しており、製品リサイクルや有害物質の処理、素材・材料・商品回収技術の開発、原材料使用量削減等の省資源化を行っている。その他にも、サーマルリサイクル事業、循環型製品の販売・普及促進、資源の効

図2 日本貿易会 事業系一般廃棄物 最終処分量、再資源化率の実績および2015年度目標



(注) 1. 発生量÷再資源化量+処分量、再資源化率=再資源化量÷発生量
 2. 2000年度以降の継続的なデータ把握が可能な16社ベース

率的利用促進、啓発・サービス事業、3Rに資する事業、国際資源循環に関する取り組み等を積極的に行っている。

(4) 政府・地方公共団体に対する要望等

2015年度フォローアップ調査においては、各社取り組み状況と併せて、政府・地方公共団体に対する要望等について意見を集めた。

参加各社からは、法規制改正または規制緩和に関する要望として、①商社を動植物性残さの産業廃棄物処理指定業種として認めること、②環境省におけるサーマルリサイクル基準の法制化を求める声が上がった。

また、法規制の統一化に関する要望として、①行政区ごとに異なるマニフェスト交付状況の報告様式等の統一・簡略化、②全行政区の産業廃棄物処理に関する規制等を整理したウェブサイト等での情報提供（各行政区の産廃関連情報掲載サイトへのリンク、条例による独自の規制の有無、その概要の一覧表掲載等）、③広域認定制度に限らず、複数の自

治体をまたぐ廃棄物処理においては自治体の条例等による規制・枠組みを超えた広域的な運用の推進を求める等の声が上がった。

3. 終わりに

COP21開催に向けて政府が提出した約束草案、およびCOP21で採択された「パリ協定」の枠組みである長期目標の設定や目標の提出・レビューの仕組みを見据えて今後策定される「地球温暖化対策計画」に呼応し、商社業界に対しても引き続き排出削減への着実な取り組みが求められている。

また、政府は、2020年までに官民合わせて年間約1兆3千億円の気候変動関連の途上国支援を行うことや革新的技術開発を推進していくことを表明しており、長期的かつグローバルな視点で商社業界が果たすべき役割がますます重要になってくると思われる。

これらの社会的ニーズや課題解決に十分に
 応えていきたいと思う。